

第1章 景観計画の基本事項

1 計画の目的

本計画は、本市が保有する、恵まれた自然、文化、風土、歴史を景観の切り口から保全し育むとともに、新たな景観の持つ価値を顕在化させ、地域の特性を生かした遠野らしい景観を生み出し、これを後世にわたり引き継ぐことを目的としており、もって遠野市総合計画基本構想の将来像である「永遠の日本のふるさと遠野」を標榜することを基本方針に据えるものである。

2 基本方針

平成17年10月の市町村合併に伴い、両市村が策定した景観形成基本方針を「新遠野市」に継承するとともに、遠野市の景観及び景観を構成する地域資源を特定し、将来にわたり保全するとともに、本市の基本理念である「遠野スタイル」に基づき、本市の将来像を具現化しようとするものである。

特に、平成16年12月の「景観法」施行により、住民に最も身近な基礎自治体である地方公共団体において、法制度を活用した景観行政の推進が求められてきており、住民との相互連携、合意形成を図りながら、地域の資源を活かした、より実効力ある景観形成にむけた方向性を示すものとなる。

また、文化財保護法の改正（平成17年4月1日施行）に伴い、新たな政策として注目されている文化的景観保護制度を活用し、本市の特徴ある優れた景観を、景観のもつ文化的価値として顕在化するとともに、その景観保全と活用を図っていくため、国の重要文化財的景観指定をも視野に入れたものとする。

【基本方針】

- ① 「永遠の日本のふるさと遠野」の具現化
- ② 景観法に基づく、実効力ある景観計画の策定
- ③ 文化財保護法等に基づく特徴的な文化的景観価値の顕在化及び保全活用

【遠野市の基本理念：遠野スタイル】

遠野スタイルとは、先人が守り育ててきた自然、歴史、文化、伝統を大切にしてきた地域資源や市民センター構想等により各地域住民が実践してきた地域資源の保全活動そのものの仕組みを遠野市の誇るべき不変的財産と位置づけ、次代に受け継ごうとする市民と行政の協働指針と言えるものとなる。

【遠野市の将来像：永遠の日本のふるさと遠野】

永遠の日本のふるさと遠野とは、遠野市の誇るべき不変的財産を保全するとともに、文化を更に育み、21世紀の日本の財産となりうる「永遠の日本のふるさと遠野」を文字通り標榜するものとなる。

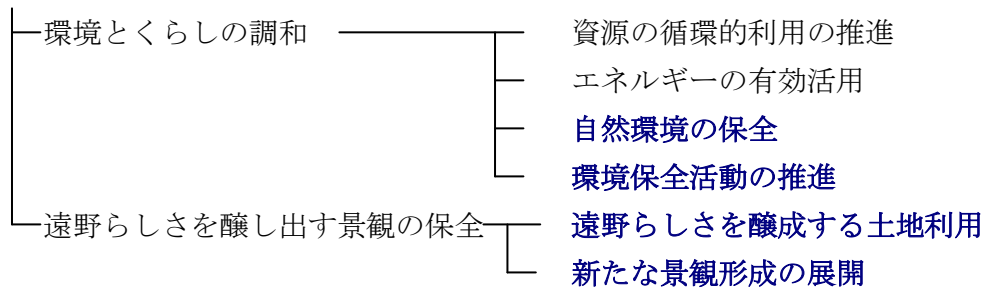
3 計画の位置づけ

本計画は、景観法並びに遠野市総合計画基本構想及び基本計画（平成18～22年度）にもとづく当市の将来像を実現するための、マスタープランとして位置づけるものであり、各種関連施策との一体的運用に資するものである。

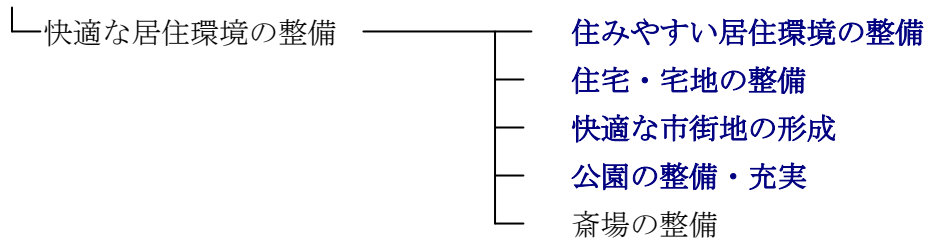
なお、各種施策の具体的推進にあたっては、基本的には、指針による緩やかな政策誘導を図るものとし、景観保全若しくは誘導にともなう規制については、地域住民の主体的景観形成意識の高まりに応じ検討するものとする。

(1) 遠野市総合計画（平成18年6月）に基づく施策の体系〔関連する施策体系を抜粋(青字)〕

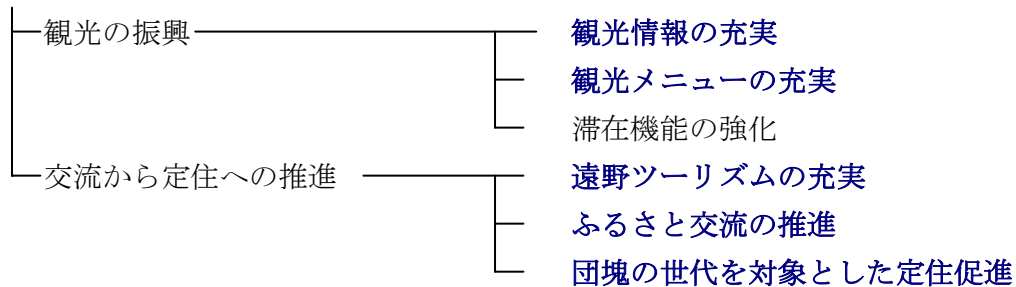
■自然と共生する環境づくり



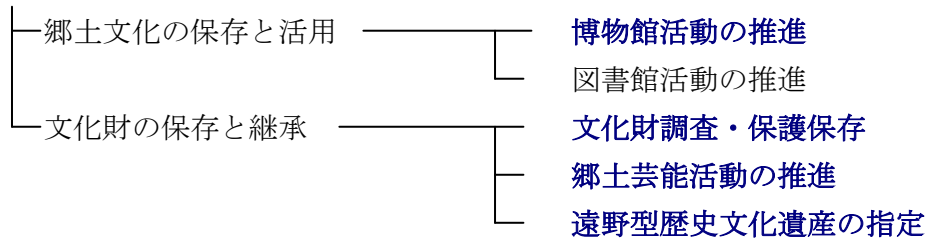
■快適な居住環境の形成



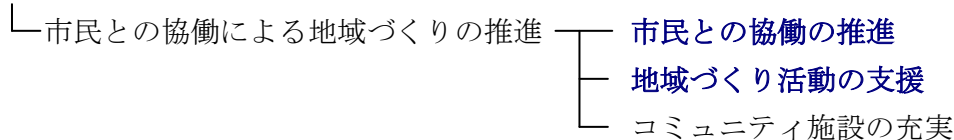
■観光と交流のまちづくり



■ふるさとの文化の継承・創造



■住民主体のふるさとづくり



4 計画の年次

当市の景観形成は、緩やかな政策誘導と住民の主体的景観形成意識の高まりを基本に据えるものであり、着実な成果を求めるには、長期的な視点による計画設定が必要となる。

- ・ 計画の施行 平成19年4月1日に施行する。
- ・ 計画の年次 遠野市の将来像を標榜するものとし、将来にわたる計画形成指針を示すものとする。また、具体的な施策については、遠野市総合計画基本計画に従い順次実施する。

5 計画の対象範囲

当市の景観形成指針は、『永遠の日本のふるさと』を標榜するものであり、自然景観、農村景観、都市景観等の景観及び景観を形成する地域資源がその対象となるため、遠野市の全区域を対象区域として設定する。



第2章 遠野市景観形成基本理念と方針

1 景観形成基本理念

遠野市の総合計画基本構想に示す当市の将来像『永遠の日本のふるさと遠野』は、市民の生活に直結する社会インフラの整備を進め、「安心」、「安全」、「快適」な生活環境の実現を目指す一方において、遠野市が保有する、自然、歴史、文化等の地域資源を、保全し、次代に受け継ぐことにより、「日本のふるさと」としての市民が誇れる魅力あるまちづくり、あるいは日本における地方都市としての存在感を標榜するものである。

本景観計画は、当市の将来像を具体的に実現するため、市内の景観及び景観を構成する要素(地域資源)を特定し、保全する仕組みを構築するとともに、まちづくりの基本理念である『遠野スタイル』によりその醸成を展望するものである。

この考え方に立ち、遠野市の景観計画を推進するにあたり、その計画理念を次のように設定する。

【景観形成基本理念】

- 現在及び将来における市民共通の資産としての良好な景観の保全・形成
- 地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和による景観形成
- 地域の個性を伸ばしうる多様な景観形成
- 観光や地域の活性化に配慮した景観形成
- 住民、事業者、市の協働により進める景観形成

【理念を推進するための視点】

① 何のための景観形成か

遠野の産業の振興や生活基盤の向上、結果として良好な景観が形成される。

- 土地利用の適切な誘導、均衡のとれた地域整備による景観形成
- 基幹産業の振興による景観の形成
- 先人が育んできた自然・歴史・文化・風土の継承からなる景観形成

② 誰のための景観づくりか

良好な景観は、市民全ての将来にわたる財産であり、こうした遠野らしい景観を継承し育むことが市民生活に新たな潤いと活力を与えるものとなる。

- 遠野の地域資源の継承
- 観光資源としての景観の顕在化による交流人口の拡大
- 良好な住環境、魅力的な都市環境の形成

③ どこから景観づくりを始めるか

市民の主体性と、市の景観誘導による遠野スタイル型(市民協働)で実施

- 市民参加、誘導型の景観推進を重視
- 既存の景観施策、市民の取り組み事例の進捗
- モデル事例となる先導的景観誘導

2 景観まちづくりに求められる方向性

(1) 景観形成基本方針の考え方

遠野市総合計画前期基本計画は、市民協働を計画策定の方針としており、①新市まちづくり計画に関する市民アンケート調査、②各部門別に市民と職員によるワーキンググループの設置、③各地区市民懇談会の開催、④市長と現地で語ろう会による地域課題の特定など、多様な機会を捉え市民の意見が反映されたものとなっている。

こうしたことから、総合計画前期基本計画に示す理念を景観計画の基本方針に据えるものとする。

(2) 景観形成基本方針

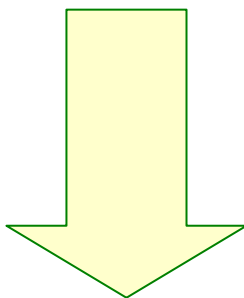
〔遠野市総合計画基本構想 計画の大綱 1『自然を愛し共生するまちづくり』より一部抜粋〕

① 市民が、豊かで美しい自然環境を愛し、かけがえのない自然と共生しながら、安全で快適に暮らせる、住んで良かった、住んでみたいと実感できるまちづくりに取り組むこととし、市民共通の財産である遠野らしい市街地、田園及び山里の景観を後世に残すものとする。

② 本市は、先人より受け継いだ特性である、四季折々の美しい自然環境、山・里・城下町のやさしい景観、『遠野物語』に代表される昔話、伝承されてきた数多くの郷土芸能などが、やすらぎ、癒しなどをもたらす心のふるさとのイメージを定着させている。

また、これまで、馬産地・遠野としての馬との触れあいや「どぶろく特区」などを題材にした遠野ツーリズムなど、個性的なまちづくりに努めてきており、一方では、ふるさとの文化を大切にし、地域を担う人づくりを進めてきた。

今後こうしたまちづくりをさらに推し進め、交流人口の拡大から定住化、農林業と商工業の活性化、中心市街地の賑わい創出、遠野広域経済圏の推進などにより地域の活力を維持・向上させる必要がある、このような地域固有の地域資源を特定し、行政と地域住民が協力し合いながら、特定した地域資源を持続可能なものとし、将来にわたり受け継いでいくことが、一層重要となる。



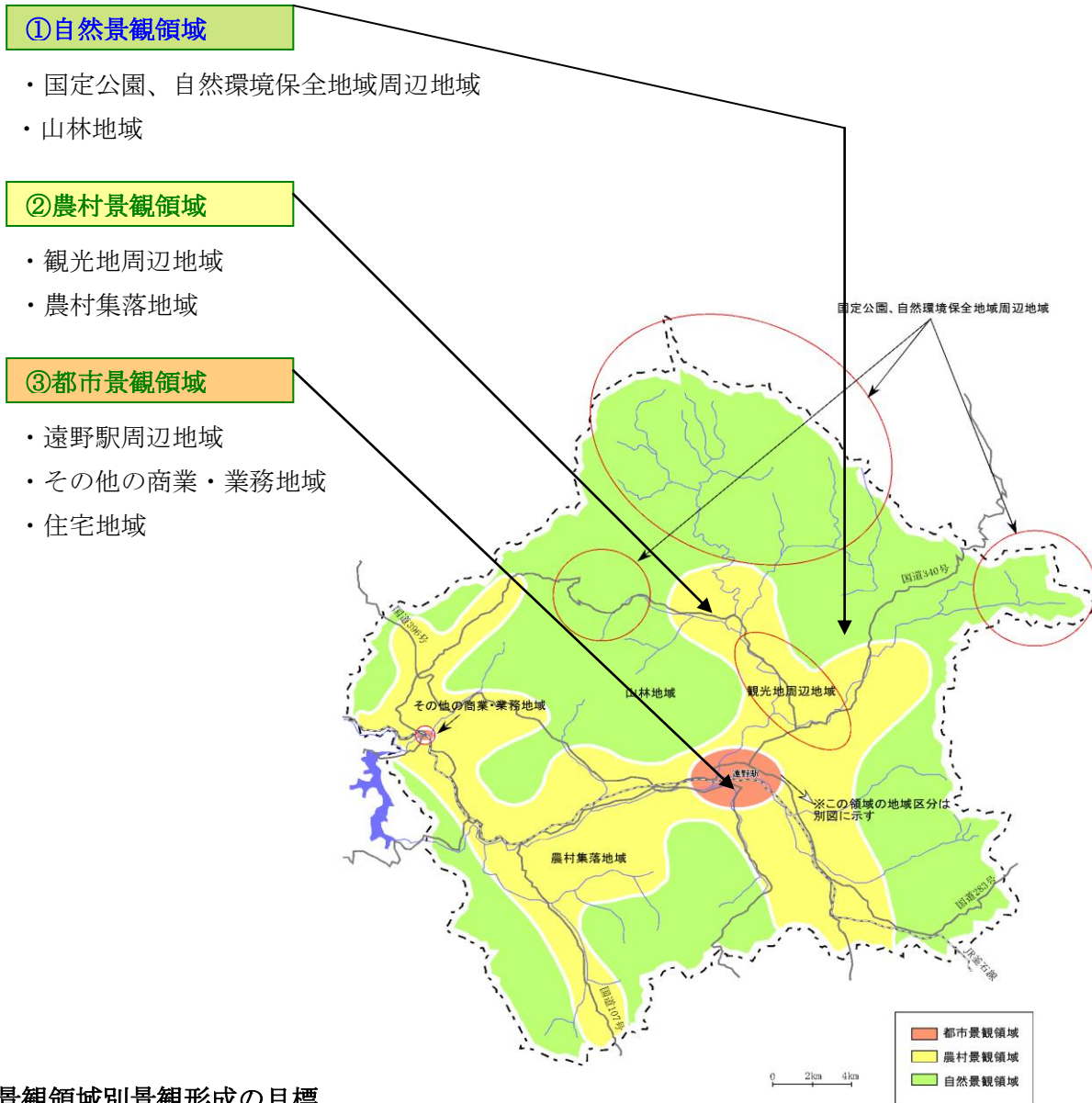
① 市民が、豊かで美しい自然環境を愛し、かけがえのない自然と共生し、住んで良かった、住んでみたいと実感できるまちづくり。

② 先人より受け継いだ遠野市固有の地域資源の特定と、市民と行政の協働による保全の体系の構築。

3 景観領域の設定

遠野市の景観領域を「自然景観」「農村景観」「都市景観」の3つに区分し、それぞれ目標を定めるものとする。

■ 景観領域の設定



■ 景観領域別景観形成の目標

1. 遠野の景観の骨格を守る

豊かな季節感やゆるやかな時間の流れの中で、遠野のまちの景観の骨格を形づくる周辺の山々や河川などの自然景観を守る。

2. 遠野郷の恵みを育てる

祭や様々な生活習慣を受け継ぎ、基幹産業としての農林業が確立され確かなゆとりや祈りの心が息づく農村景観を育てる。

3. 遠野らしい街並みを創る

かつての城下町、交易の町の面影を生かしながら、人と人とが行き交い交錯する魅力ある都市空間や観光拠点となる都市景観を創る。

4 景観の概念の整理(まとまりのある景観の捉え方)

(1) 景観類型及び景観構成の設定

遠野市の景観形成方針を策定するにあたり、下記により景観の全体構成を定めるものとする。



景観構成は個々に存在する景観を構成する自然、建築物、工作物等があるていどまとまった景観として捉える考え方を示すものであり、景観の類型とは、景観を構成する特徴的な要素をいくつかに分けるものである。景観構成及び景観類型は、景観を捉える上での骨格を構成するものであり、抽象的な景観をまとめた概念として考える場合に重要な視点となる。

〔景観構成及び類型のイメージ〕

	景観要素	景観構成	景観の類型
自然景観	周辺の丘陵地や山々	①眺め、②彩り	①空の景(眺望)
農村景観	農村集落	⑤面(面的まとまり)	④建物の景 ⑤緑の景
	盆地の貫流する河川 東西南北に走る街道	③線、④軸 ③線、④軸	②水の景 ③道の景
都市景観	城下町の風情	⑤面(面的まとまり)	④建物の景
	点在する歴史的資源	⑥点(史跡)	⑦時の景

(2) 景観領域別景観形成方針

自然景観	
基本的考え方	速野の豊かな季節の変化や、ゆるやかな時間の流れを大切にしながら、速野の景観の骨格を形づくる速野三山などの周辺の山々や、猿ヶ石川などの河川等の自然景観を守りながら景観形成をすすめる。
空望の景観	市街地から眺められる周辺丘陵地を中心に、斜面の緑の保全・復元、空と山並みが形づくるスカイラインを大切にしながら景観形成に努める。
水川の景観	速野郷の河川では、その清流や水生小動物の保護をしながら、各々の河川の周辺環境に調和した自然な趣の河川形態を大切にす。
道路の景観	丘陵地では、周辺の自然環境と一体となるような道路路形態や付帯施設に充分配慮された道路の景観形成に努める。
家並みの景観	特に自然景観地に立地する施設は、規模や屋根・外壁等の色彩を周辺に調和させるように努める。
緑地の景観	速野郷の山々では、広葉樹を主体とした山林景観への取組みや緑の復元などにより、季節の彩りや野生動物にも親しめめる景観形成をすすめる。
村史の景観	貴重な歴史的資源が多く残されている山と里の山際を中心に、遺構やその周辺など場所性に配慮した景観形成を大切にす。
彩りや灯の景観	明けがたや夕暮れ、雪景色などの情景、木々の萌えぎや紅葉など、時や季節の移り変わりの味わいを何時までも大切にす、小鳥のさえずりや香りなど五感に訴ええる景観形成に心がける。
農村景観	
速野物語などの民話や古くからの祭や様々な生活慣習の伝承を大切にしながら、基幹産業としての農林業が確立され、確かなゆとりや祈りの心が息づく農村景観を育てながら景観形成をすすめる。	速野盆地に栄えたかつての城下町や交易の町の面影を残しながら、人ともとの情報が行き交う民話の里のイメージのする、魅力ある街並みや観光拠点となる都市景観を創りながら景観形成をすすめる。
速野盆地に広がる圃場、家屋敷や後背林など、まとものある村屋敷の眺めの景観を大切にす。	市街地では、主要な道路や通りを中心に、山並みの眺望など、周辺の丘陵地の緑を借景した景観形成を大切にす。
農業にかかわる水が景観形成において重要であることを認識しながら、水田や水路などの水辺や水の利用・管理が生かされた景観を大切にす。	街の中の小河川やせせらぎなど、都市空間に潤いと安らぎを与える水辺空間の演出を積極的にする。
道路形態や道路沿いの人工的な施設の抑制や修景により、丘陵地や田園風景に馴染んだ道路景観に配慮する。	城下町のたたずまいや道路形態を生かしながら、落ち着きの中にふれあいと親しみのわく通り名称など、特徴的な道路景観の形成に努める。
速野型の住宅を生かしながら、農村の生活変化への対応や村屋敷を意識したまとものある家屋の配置や形態・素材・色彩などに配慮する。	民話の里のイメージや地域固有の建築形態を大切にすした、和風の町並みや建築のかたちを考慮した景観形成をすすめる。
背景となる田や畑の緑も大切にしながら、まとものある緑地や農村に豊かな彩りと変化を与える樹木や草花の演出をすすめる。	市街地での既存のまとものある緑を保全しながら、通りや街角、公園などに季節感を演出する花や実のなる樹木などの育成をすすめる。
速野の里に培われてきた、生産や生活に関する歴史的遺構や行事を保全し、速野物語が感じられる景観を大切にす。	歴史的資源を生かした観光施設など、新たな施設の整備により速野物語の舞台空間となる魅力的な景観演出に努める。
緑を主体とした田園風景に、農作物の実りの彩りと家屋の屋根の色、野に汗を流す村人の姿などが生きる景観を大切にす。	街路灯や商店街のウィンドウ演出など、賑わいや温もりの感じらる通りの景観や、看板や屋外広告物にも配慮された調和のとれた街並みの景観演出に努める。

5 景観形成に係る基本的考え方

景観法に見る良質な景観の整備・保全とは、①国民共通の財産として、②適正な制限の下にこれらが調和した土地利用に基づき、③地域住民の意向を踏まえ、④地方公共団体、事業者及び住民によりその形成に向けた一体的な取組により行われるものであり、⑤新たに良好な景観を創出することを含むものであることを本旨としている。

また、良質な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動との調和により形成されるものであることをその前提に置いている。

こうした景観法の基本的な考え方を踏まえるとともに、当市の景観形成理念及び景観形成方針を具体的に進めるため、下記の視点により計画を推進するものとする。

【景観計画の具体的推進の視点】

景観計画の視点

- ①遠野市固有の景観を遠野市民共通の財産と位置づける。
- ②適正な制限に基づく調和した土地利用計画を策定する。
- ③地域住民の意向を尊重する。
- ④地方公共団体、事業者及び住民によりその形成に向けた一体的な取り組みを展開する。
- ⑤景観の保全と新たな良好な景観の創出に取り組む。

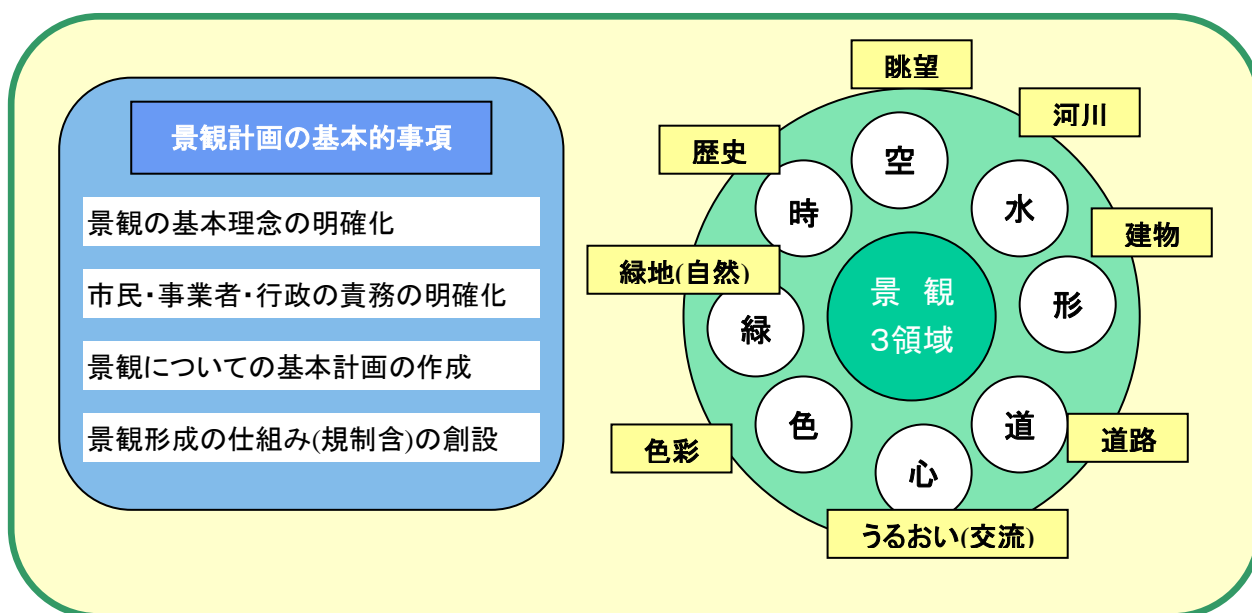


良質な景観の保全、形成

〔良質な景観の定義〕

地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動との調和により形成される景観

【景観形成に係る概念図】



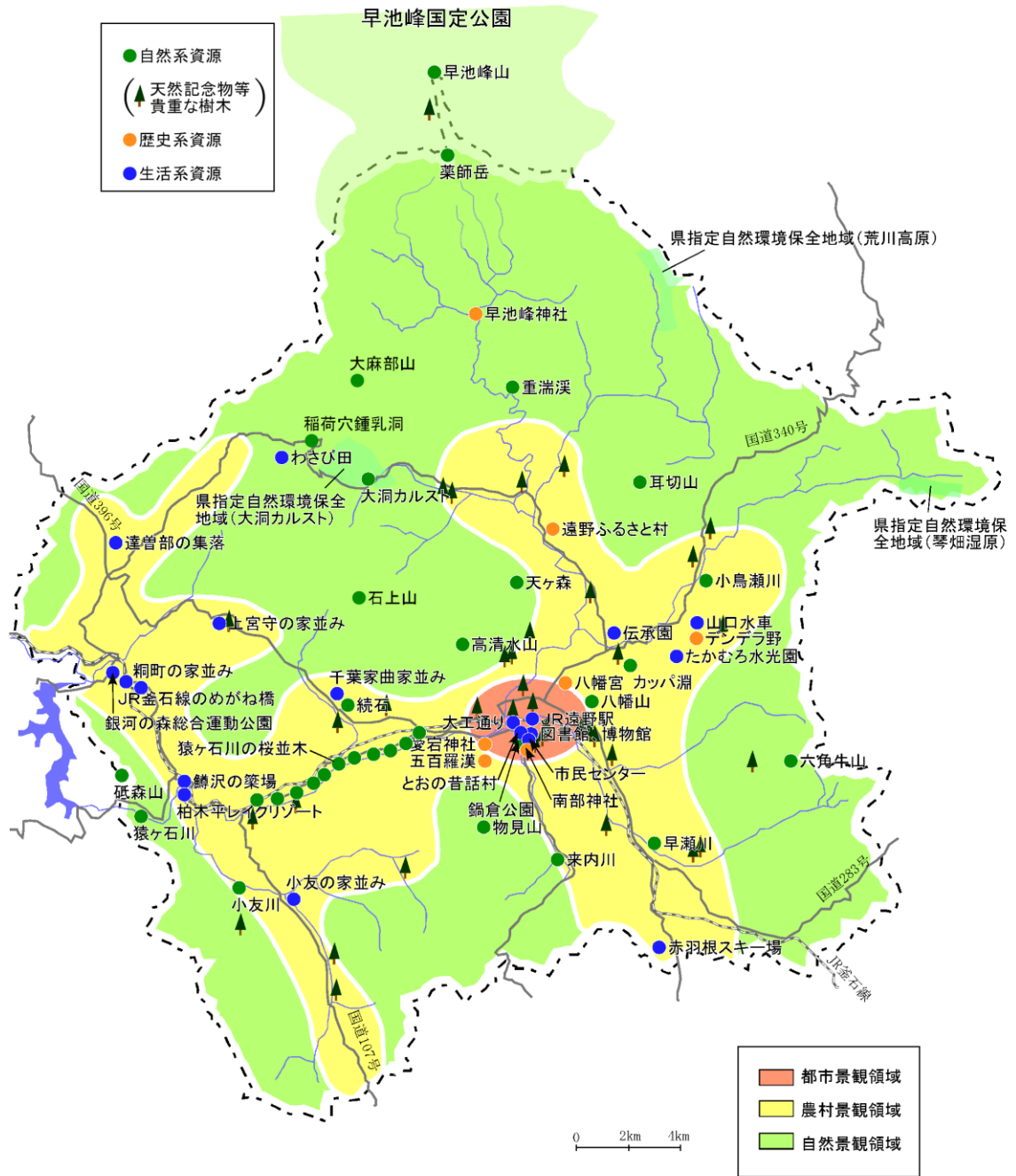
6 景観資源の整理

各景観領域に従い、景観資源を自然系資源、歴史的資源、生活系資源の3つに区分し整理すると、以下の通りとなる。これら景観資源の体系化から保全すべき景観を特定するものとしてたい。

領域区分	資源区分	景観資源
自然景観領域	自然系資源	<ul style="list-style-type: none"> ○山並み：遠野三山（早池峰山、石上山、六角牛山） 丘陵地（八幡山、天ヶ森、耳切山、物見山、砥森山） 高原（貞任高原、荒川高原、高清水高原、寺沢高原） ○峠：小峠、立丸峠、界木峠、笛吹峠、仙人峠、赤羽根峠、蕨峠、荷沢峠、五輪峠 ○河川：猿ヶ石川、早瀬川、来内川、小鳥瀬川 ○滝や溪流：又一の滝、藤沢の滝、不動の滝、猿ヶ石滝、琴畑の溪流、荒川の溪流、達曾部川溪流、稻荷穴周辺 ○樹木：指定樹木等 ○動植物：植物（早池峰山の高山植物、貞任高原の水バショウ群生地、荒川のシャクナゲやカタクリ、リンドウ等の群落、物見山のスズラン） 魚（カジカ、ヤマメ、アユ、ウナギ、コイ） サンショウウオ、ホタル ○奇岩等：続石、大洞カルスト、不動の岩（岩龍神社）、羽黒岩
	歴史系資源	○神社：早池峰神社、岩龍神社
	生活系資源	<ul style="list-style-type: none"> ○農業施設：わさび田 ○レク施設：赤羽根スキー場
農村景観領域	自然系資源	<ul style="list-style-type: none"> ○眺望：山並みの眺望（六角牛山、高清水山、天ヶ森、耳切山等） ○河川：猿ヶ石川、早瀬川、来内川、小鳥瀬川、小友川 ○淵や水路：カップ淵 ○樹木：指定樹木、名木、古木
	歴史系資源	○歴史的遺構：祠（杜と大きい樹木）、鳥居、石碑、ダンノハナ、デンドラ野、鞍迫観音堂周辺、一里塚や五輪塔周辺、道端の供養碑、庚申塔、神社や寺（早池峰神社、遠野七観音、石上神社、達曾部八幡周辺等、福泉寺の五重塔、常堅寺等）

	生活系資源	<p>○伝説や生活習慣：民話（遠野物語等） 行事（小正月、春風まつり、馬ッコつなぎ、神楽等郷土芸能等）</p> <p>○農業施設：圃場（水田、畑、果樹園、牧野、寺沢牧場、達曾部のわさび田） 農作物（水稻、ホップ、リンゴ、葉タバコ） 収穫風景（はせ掛け、干し大根、干し柿） 水車、配水槽 鱒沢の築場</p> <p>○施設：地区センター、小・中学校 集会所（屯所、火の見櫓）、伝承園、たかむろ水光園 JR釜石線のめがね橋 国道283号線のショッピングセンター</p> <p>○集落や民家： 曲り家（千葉家、曲り家集落） 上宮守の家並み、小友の家並み、桐町の家並み、達曾部の家並み 瓦屋根（船柁造り、遠野住宅） マンサード屋根（畜舎、農作業小屋）</p> <p>○レク施設：銀河の森総合運動公園周辺 柏木平レイクリゾートエリア 上鱒沢などの桜並木</p>
都市景観領域	自然系資源	<p>○眺望：山並み（六角牛山、高清水山、天ヶ森、耳切山等） 鍋倉公園（鍋倉展望台から早池峰眺望、中心市街地展望） 欠の上稲荷周辺（中心市街地展望）</p> <p>○河川：早瀬川、来内川</p> <p>○樹木：寺院群のまとまった緑</p>
	歴史系資源	<p>○歴史的遺構：鍋倉城跡、五百羅漢</p> <p>○神社や寺：寺院（新町・大工町の寺院群、知恩寺等） 神社（南部神社、愛宕神社、八幡宮、宇迦賀社等）</p>
	生活系資源	<p>○道路：遠野バイパス、旧国道</p> <p>○通り：大工町通り、民話通り、駅前広場、石倉通り、稲荷下の通り、古い町並み（下組の町筋）</p> <p>○橋：下早瀬橋、上早瀬橋</p> <p>○かいわい：一日市町区画整理地区の街並み</p> <p>○施設：市民センター、図書館・博物館、とおの昔話村、あえりあ遠野、県立遠野病院、遠野運動公園、とぴあ、遠野駅、ふるさと公社物産センター、遠野地方農協、村兵屋敷、武家屋敷、仙台屋、小林商店、土蔵</p>

景観領域区分図



農村景観領域、自然景観領域現況写真

高清水展望台から望む遠野盆地の風景



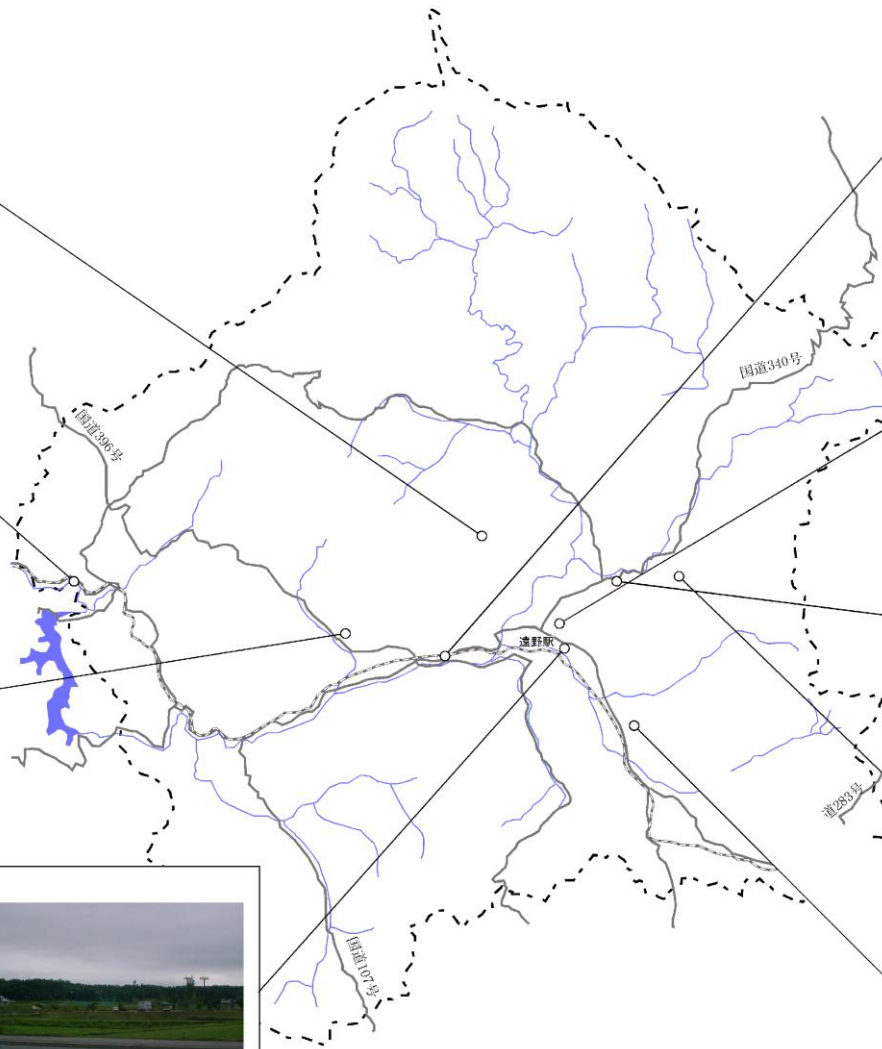
軽便鉄道時代の橋桁の遺構も残るめがね橋



遠野の歴史と文化を伝える千葉家曲り家



国道から望む農地



風力発電がシンボルとなっている道の駅遠野風の丘とそこから望む風景



景観的な配慮が行われている公営住宅



カッパの伝説を伝えるカッパ淵の風景



デンデラ野から望む田園風景



後背の景観を形成する六角牛山



都市景観領域現地写真

大型の広告物が見られるバイパス沿い



バイパスの景観を形成する公共施設（遠野病院）



- 自然系資源
- (▲ 天然記念物等
● 貴重な樹木)
- 歴史系資源
- 生活系資源

本市の玄関口となるJR遠野駅



街並みの統一が図られていない商店街



「大工町通りのうるおいある景観を守り育てる協定」に基づき景観形成を図っている大工町通りの街並み



遠野バイパス

県立遠野病院

早瀬川

JR遠野駅
駅前広場

旧村兵商家

とのおの昔話村
市民センター

図書館・博物館

南部神社

鍋倉公園
鍋倉城跡

来内川

遠野市役所

遠野小学校

外壁に和風デザインを取り入れた事業所



馬をイメージしたモニュメントや草花の見える通り



「下一日市地区景観形成住民協定」に基づき景観形成を図っている下一日市地区の街並み



第3章 景観特性と景観形成課題の整理

1 景観特性の整理

(1) 自然景観領域の特性

早池峰山に代表される遠野三山などの山々や丘陵地からなり、多様な動植物など豊かな自然環境に恵まれており、こうした様々な自然要素が四季を通じて変化に富んだ自然景観を構成している。

一部は、早池峰国定公園のほか、県指定の自然環境保全地域が荒川高原、琴畑湿原、大洞カルストの3地域に指定されている。

域内の各地には、牧草地や湿原など特色ある資源が点在し、早池峰山の高山植物や貞任高原の水バショウなどの希少な植物のほか、幾筋にわたり流れる川沿いには沢や滝などの水辺景観が数多くみられる。

また、盆地を取り囲む山々には市外からのアクセスルートとなる峠が数箇所があり、古くから遠野への入口として人々に認識されてきており、今日においてもその役割を担っている。

こうした山々は、盆地からの眺望景観の対象となっているとともに、山上や峠には盆地を見渡せる眺望ポイントも数箇所に点在している。

近年、谷地の所々にゴミの不法投棄が行われていることや、幹線道路沿道での屋外広告物の設置などが景観の阻害要因となっている。

(2) 農村景観領域の特性

遠野盆地の市街地以外の区域や山あいの谷地には、農地とこれに囲まれた集落からなるのどかな農村景観が広がっている。

この領域は、里山の自然が人の生活と調和しながら大切に守られてきた区域であり、こうした山林や農地は人の手が加えられることにより美しさを保ってきている。

田畑の作付けや秋の実りなどが四季の移ろいを感じさせるとともに、水路や淵などに生息する身近な動植物、集落の鎮守の森、地域に残される様々な伝統文化などが、日本の代表的なふるさとの原風景を構成している。

とくに、土淵地区では古くからの農業を生業とする生活の中で数多くの民話が生まれ伝承されてきており、そうした世界を感じさせる農村景観が今日に残されている。

また、宮守地区の桐町地区や上宮守地区、小友地区などには、古くからの宿場の街並みが残されており、その保存が望まれている。

千葉家曲家は、往時の豪農の豊かな生活を伝える貴重な史跡となっている。
畜舎や農作業小屋は、特徴的なマンサード屋根となっているところが多い。

また、柏木平地区では様々なリゾート施設の整備が進み、自然に囲まれた新しいタイプの景観形成が進んでいる。

このほか、JR釜石線のめがね橋や猿ヶ石川の桜並木、遠野ふるさと村などの各種観光施設が数多く分布している。

近年、住民生活の変化に伴って、各地で建物の近代化が進み市街地と同様な形態の住宅建築が増えてきており、農村らしい調和のとれた集落の街並みが姿を消しつつある。

幹線道路沿いには、立看板などの屋外広告物が目立ち始め、耕作放棄地が資材置き場に転用されるなど、景観阻害が進行しつつある。

(3) 都市景観領域の特性

遠野盆地の用途地域に指定されている一帯は、市街地化が進み市民生活に応じた様々な土地利用がなされている。

古くから城下町として栄えてきた旧市街は、往時の町割りや町名を今日に残しており、そこに商店街や住宅地が形成されている。

特徴ある石造りの駅舎をはじめ、歴史性を感じさせる建物や寺社が各所に点在している。とおの昔話村などの民話にちなんだ観光施設も点在し、観光地としての性格も併せ持っている。

市街地からは、周囲の六角牛山や鍋倉山などの眺望が見られる。

鍋倉山にある鍋倉公園は、早池峰山や市街地を一望できる眺望ポイントとなっている。市街地内を流れる早瀬川や来内川は、地域住民の貴重な水辺空間であるため、河川改修にあわせた親水空間整備が進められつつある。

大工町の再整備や下一日市地区の区画整理などにより、統一性と落ち着いた風情の感じられる街並みが形成されている。

反面、その他の市街地は、都市の発展に伴う近代化の中でまちまちに建築が進められた結果、町の歴史性が埋没し、民話の里としての雰囲気も感じられない状況になっている。

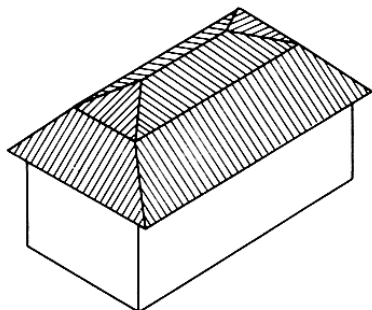
商店街は、老朽化が進みシャッターが閉まったままの店舗も増えており、にぎわいが喪失されつつある。

早瀬川以北の国道 283 号バイパスまでの区域は、市街地化が徐々に進行しており、まとまりのない市街地が形成されつつある。

国道 283 号バイパス沿道は、ロードサイドショップの立地が進行し、大規模な屋外広告看板が林立している。

マンサード屋根 (マンサードやね)

(mansard roof)、腰折れ屋根、フランス屋根ともいう。寄棟屋根の中途を折ったような形式の屋根。屋根勾配は上部が緩やかで下部は急である。通常、小屋の空間が大きいのでその中に屋根裏部屋が設けられる。馬・牛の家畜舎にも用いられる。



2 景観形成課題の整理

(1) 自然景観領域における景観形成課題

市域の5割を占める山地の緑は、本市の景観を構成する重要な要素である。国定公園や自然環境保全地域に指定されている区域の自然保護はもちろんのこと、水源涵養などの多様な機能を持つ自然環境の保全を図ることが最重要課題である。現在、大規模な宅地開発や工作物・広告物の設置などは行われていないが、将来にわたって豊かな自然とその景観を保全できるよう、とくに人の手が入り易い集落周辺などにおいて、周辺環境を阻害するような建物や工作物、広告物等の設置の規制、ゴミの不法投棄を防止する方策を手当てしておくことが求められる。

また、遠野への入口となる峠などでは、まちのイメージを高めるような案内施設の設置や、展望施設などの環境整備が求められるとともに、眺望ポイントの環境整備を行う必要がある。

基本方針	領域景観形成方針
●山林や田園の適正な維持管理と開発規制による景観の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・山林の荒廃を防ぐための適正な維持管理 ・ゴミの不法投棄などの防止 ・建築物・工作物・屋外広告物等設置の規制、形態・色彩の誘導 ・良好な眺望ポイントの環境整備 ・主要道路沿道等における屋外広告物等の規制 ・治水対策との調和を図った水辺景観の保全
●早池峰山等山岳景観の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・送電線や鉄塔等の工作物の計画的な配置 ・高山植物などの貴重な動植物の保護 ・登山道などにおける観光案内看板等関連施設の計画的配置と協調化
●案内・サイン類の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・来訪者が回遊する要所における市内主要観光地や主要施設を案内する地図、地域の歴史に関する解説板などの設置
●ゲート空間の景観整備	<ul style="list-style-type: none"> ・国道や県道の市境（峠）における案内施設の整備

〔具体的検討項目〕

- ① 本市の景観の骨格を形成する山林における、無秩序な開発やゴミの不法投棄などの景観を損ねる行為の抑制
- ② 景観のみならず水源涵養などの多様な役割を果たす森林の適正な維持管理による保全
- ③ 河川や沢における治水対策との調和を図った水辺景観の保全
- ④ 主要道路沿道等における屋外広告物等の規制
- ⑤ 良好な眺望ポイントの環境整備

(2) 農村景観領域における景観形成課題

市街地周辺に広がる良好な田園空間と谷地に点在する農村集落一帯は、日本のふるさとの原風景とも言える典型的な農村景観を形成している。

この風景を求めて多くの観光客も来訪しており、地域住民の生活環境と観光との調和に配慮することを基本としながら、無秩序な宅地化や耕作放棄による荒廃地化、産業廃棄物や資材置

き場への転用、広告・看板類の設置などに対して適切な規制を行い、農地と集落との調和のとれた良好な田園景観の保全を図ることが必要である。

また、ホップやわさびなどの特徴ある農産物の栽培景観の保全や、河川において治水対策との調和を図りながら美しい水辺景観の保全が求められる。

集落地においては、ふるさとの原風景を維持するために、遠野住宅などの地域の風土にあった特色ある住宅整備を推進する必要がある。

基本方針	領域景観形成方針
●地域の歴史を伝える史跡等の保全と環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉家曲り家の保全と周辺環境整備 ・上宮守の家並み、桐町の家並、小友の家並みの保全 ・旧町名、史跡跡等の案内看板の充実
●農村集落における建築物、工作物、広告物の景観誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・遠野住宅の建築推進 ・生け垣等敷地内緑化の推進 ・工作物や、野立て看板等の屋外広告物の規制
●山林や田園の適正な維持管理と開発規制による景観の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・休耕田等の適正な維持管理 ・建築物・工作物・屋外広告物等の規制 ・案内・サイン類等の計画的配置と協調化
●河川における水質の保全や水辺環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道や浄化槽の整備推進による河川の水質保全 ・猿ヶ石川や宮守川等の環境保全と親水空間の整備
●市街地景観の背景となる山並み（スカイライン）の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・稜線上や斜面における開発の規制 ・斜面林の保全と屋外広告物の規制 ・山際における建物等の高さの規制 ・送電線や鉄塔等の工作物の計画的な配置 ・横断道整備に際しての景観への配慮
●祭りや物産など地域の伝統文化の継承とPR	<ul style="list-style-type: none"> ・遠野まつり、産業まつりなどの実施 ・民話、遠野物語の伝承
●主要観光拠点周辺の景観整備	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉家曲り家へのアクセス道路整備と駐車場等環境整備 ・レイクリゾート、伝承園、カップア淵等の保全・利用促進とアクセス道路、駐車場等の環境整備 ・高清水山等展望施設の整備 ・案内・サイン類等の計画的配置と協調化
●幹線道路沿道等における広告・看板類規制	<ul style="list-style-type: none"> ・国道396号、340号バイパス等の主要な観光動線となる幹線道路における広告物・看板類の規制
●案内・サイン類の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・来訪者が回遊する要所における市内主要観光地や主要施設を案内する地図、地域の歴史に関する解説板などの設置

〔具体的検討項目〕

- ① 田園風景を維持するための無秩序な市街化の拡大抑制、土地利用の誘導
- ② ホップやわさびなど特徴ある農業振興策と連携を図った景観の保全
- ③ 幹線道路沿道における景観を阻害する屋外広告物の設置等への対策
- ④ 千葉家曲家や宿場の家並みなどの歴史的資源の保全

- ⑤ 生活者の負担を抑制した集落景観の維持・保全
- ⑥ 生活環境との調和に配慮した観光地の景観整備
- ⑦ 猿ヶ石川などの河川における治水対策との調和を図った美しい水辺景観の保全
- ⑧ 地域の木材を利用した遠野住宅など地域色のある住宅整備の促進
- ⑨ 建築・工事資材の野積みや、放置された廃車、農業機械の解消

(3) 都市景観領域における景観形成課題

藩政時代の町割や、往時の名残をとどめる街並み、代々受け継がれてきた歴史的建造物や樹木などの地域固有の文化的資源を継承するとともに、民話の里としての風情を大切にした歴史・文化を感じさせる景観の創出が求められる。

特に、古くから多くの人で賑わっていた商店街は、歴史的に人々の暮らしの営みが蓄積されてきた町の中心商業地であり、観光客の回遊ルートとしても機能すべき場であるため、道路と沿道の一体的な賑わいある街並み形成が求められる。

また、駅前や観光施設周辺は、多くの来訪者の目に触れる重要な場所であるため、場所の特性に応じた景観づくりが求められる。

その他の一般住宅地は、各戸が個別に建てられた経緯から色彩やデザインがまちまちであるため、敷地の緑化や街並みの統一など、地域住民が主体となって取り組む景観づくりが求められる。

市街地に立地する工場では、敷地外周部の緑化や建物高さの制限、色彩・デザインの誘導など、周辺との調和に配慮した景観誘導が求められる。

国道 283 号線沿道では、屋外広告物の乱立を防止し、秩序ある沿道景観の形成を誘導する必要がある。

早瀬川や来内川の水辺では、まちなかの貴重なうるおい空間として生態環境の保全とあわせて桜並木などの印象的な河川景観の保全を図ることが求められる。

基本方針	領域景観形成方針
●地域の歴史を伝える史跡等の保全と環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・鍋倉城址周辺（南部神社、多賀神社等）の環境整備 ・寺町周辺の環境整備（回遊ルート整備、サイン類整備） ・旧町名、史跡等の案内看板の充実
●賑わいを感じられる商業地景観の創出	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗等のデザイン・色彩の協調化 ・商店街における安全・安心な歩行空間の整備 ・電線類地中化やストリートファニチャー整備等による魅力ある道路空間の整備 ・空き店舗の活用による商店街の連続性確保
●新規開発地区におけるうるおいある街並みの誘導と保全	<ul style="list-style-type: none"> ・景観協定等による住宅の高さ制限、色彩の協調化 ・敷地内緑化の推進 ・敷地規模の制限 ・屋外広告物等の規制
●工場の緑化と建物や工作物のルールづくりの誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・工場・事務所等の高さ制限、色彩の協調化 ・敷地内緑化の推進 ・敷地規模の制限 ・屋外広告物等の規制
●その他の既成市街地における建築物、工作物、広告物の景観誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・補修・建替え時における屋根・壁面の色彩の協調化 <ul style="list-style-type: none"> ・工作物の形態・色彩の協調化 ・屋外広告物等の形態・色彩の誘導

●河川における水質の保全や水辺環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道整備の推進による河川の水質保全 ・来内川等の環境保全と親水空間の整備
●祭りや物産など地域の伝統文化の継承とPR	<ul style="list-style-type: none"> ・遠野まつり、産業まつりなどの実施 ・民話、遠野物語の伝承
●遠野文化を感じさせる公共施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・主要道路・橋梁における舗装やストリートファニチャーのデザイン化と電線類の地中化 ・まちかど広場の整備 ・街路植栽、プランター設置等による緑化の充実
●主要観光拠点周辺の景観整備	<ul style="list-style-type: none"> ・主要回遊ルートの設定と道路等の景観整備 ・観光拠点周辺における建築物等の協調化 ・屋外広告物の規制
●幹線道路沿道等における広告・看板類規制	<ul style="list-style-type: none"> ・国道283号バイパス等の幹線道路における広告物・看板類の規制
●案内・サイン類の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・来訪者が回遊する要所における市内主要観光地や主要施設を案内する地図、地域の歴史に関する解説板などの設置
●ゲート空間の景観整備	<ul style="list-style-type: none"> ・JR遠野駅における案内施設の整備 ・JR遠野駅周辺の建築物、公共施設の景観整備

〔具体的検討項目〕

- ① 地域の歴史・文化を伝える建築物、工作物、巨樹・巨木などの景観資源の適正な維持管理による保全
- ② 中心市街地における商業の活力と歴史的な風情の調和したまちづくり
- ③ 駅と観光地を結ぶ道路沿いや観光地周辺などの多くの来訪者の目に触れる重要ポイントにおける地域特性に応じた景観づくり
- ④ 一般住宅地における緑化や町並みの統一など、市民が主体となって取り組む景観づくり
- ⑤ 工場敷地における緑化や建物高さ制限など、周辺と調和した景観誘導
- ⑥ 国道283号沿道における屋外広告物の規制
- ⑦ 河川沿いの桜並木などの潤いある景観の適正な維持管理による保全

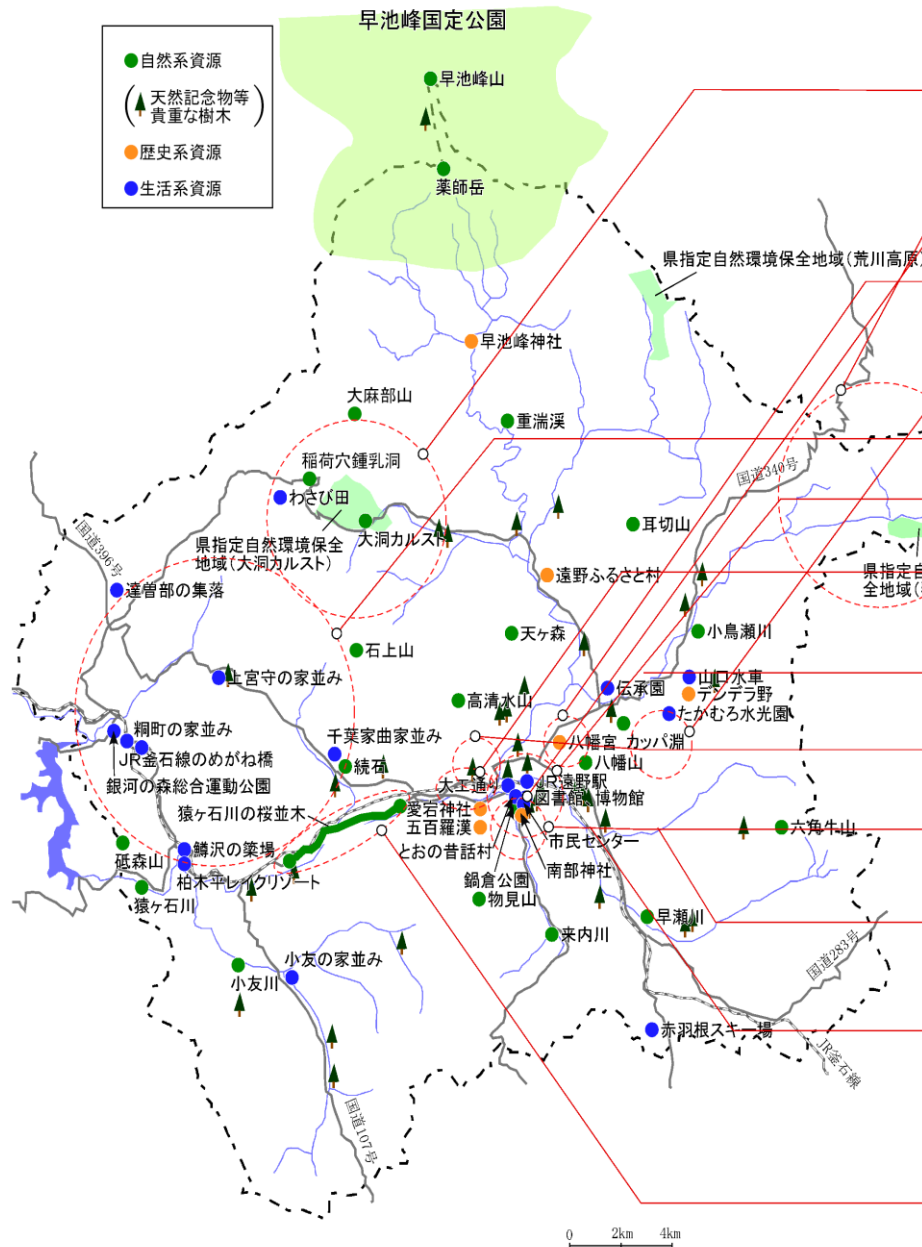
(4) 良好な景観づくりのための支援体制づくり

景観づくりに向けた取り組みを推進するためには、当事者となる地域住民の主体的な活動が必要不可欠であるため、景観づくりに対する市民の意識を一層高めていくための取り組みや各種のルールづくり、日常的な管理・運営などのまちづくり全般に係る組織の立ち上げ、さらには景観形成に関する指導・助言などの技術的支援に加えて、庁内の横断的な連携のもと住民のまちづくり活動全般に対する総合的な支援体制を構築することが望まれる。

- ① まちの魅力向上に向けた景観形成に係わるコンセンサスの形成
- ② 景観資源を活かしたまちづくりの計画づくり
- ③ 取組み主体間の取組みの連携
- ④ 住民における景観への意識醸成とまちづくりへの参加促進
- ⑤ 景観の維持・保全のためのルールづくり

景観形成の課題とその課題に対応する主な地域

景観形成の課題



本市の景観の骨格を形成する山林における、無秩序な開発やゴミの不法投棄などの景観を損ねる行為の抑制が求められる。

景観のみならず水源涵養などの多様な役割を果たす森林の適正な維持管理による保全が求められる。

猿ヶ石川などの河川においては、治水対策との調和を図りながら美しい水辺景観の保全が求められる。

早池峰山などの山林と河川、農地、集落が一体となった田園景観などの「遠野らしさ」を次の世代に継承するために、沿道に広がる無秩序な市街地の拡大を防止するなど、計画的な土地利用の誘導が求められる。

ホップやわさびなどの農産物の栽培地が広がる景観は、本市を特徴づける景観であり、農業振興と連携を図った景観の保全が求められる。

地域の歴史・文化を伝える建築物、工作物、巨樹・巨木などの景観資源については、適正な維持管理による保全が求められる。

地域の木材を利用した遠野型住宅など地域色のある住宅整備の促進が求められる。

国道283号や駅前通りなどの多くの市民、来訪者などが利用する道路において、屋外広告物や電線などにより景観が損なわれているところもあり、景観に配慮した対策が求められる。

市民の景観に対する意識の醸成を図るためにも、景観に関する取り組みなどの情報発信の充実とともに、景観に配慮した公共施設づくりが求められる。

市内には市街地などを望む視点場が多くあり、良好な眺望景観を形成するための取り組みが求められる。

中心市街地においては、商業の活力と歴史的な風情の調和したまちづくりが求められる。

一般住宅地において景観的な対策は十分とはいえないことから、住宅地における緑化や街並みの統一など、市民が主体となって取り組む景観づくりを誘導する方策が求められる。

駅と観光地を結ぶ道路沿いや、駅や観光地周辺などの多くの来訪者の目に触れる場所は、本市のイメージを形成する重要なポイントであることから、地域の特性に応じた景観づくりが求められる。

市街地周辺においては、建築・工事資材の野積みや放置された廃車や農業機械が見られるところもあり、地域住民の協力を得ながら解消に向けた取り組みが求められる。

市街地において桜並木などの潤いのある景観を形成する資源については、適正な維持管理による保全が求められる。

第4章 地域住民に開かれた景観行政の仕組みづくり

1 遠野スタイルに依拠した景観計画の醸成

遠野スタイルによる市民と行政の協働によるまちづくりの基本原則に立ち、本景観計画マスタープランに基づき市民の参画を得るものとする。特に、景観法制度を活用すべき事項については、まずは市民の理解と意識の共有が必要不可欠であり、最終的な景観法制度の活用に向けたプロセスは、以下の手順を踏まえるものとする。

■ 景観法制度等活用の手順

- **ステップ1**：景観、土地利用の特性ごとに区分される範囲(領域)の線引きと、景観計画で位置づける領域ごとの行為の制限について、地元の理解と合意形成を図る。

ステップ2：市全体の景観計画を策定し、市民の意識醸成を図りつつ、行為の制限に基づく景観形成を進める。

- 市民の意識共有の醸成を目的とし、以下の内容を定める。
 - 1) 景観計画の区域：市全域
 - 2) 景観計画区域における良好な景観形成に関する方針：理念や目標、景観基本方針
 - 3) 良好な景観の形成のための行為の制限
 - ・区域内を3つの領域に区分し、その領域ごとに建築物、工作物などに関する基準を設定する（必要に応じて領域内をさらに景観的な特性に応じて区分し、基準を設定する）。
 - ・一定規模以下については景観計画の適用除外を検討する（その際は、景観条例への位置づけを要する）。
 - 4) 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針
 - 5) 景観重要公共施設の整備に関する事項
 - 6) 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

ステップ3：地域におけるまちづくり機運や地域住民の意向に基づき多様な運用を展開

- 遠野らしい景観を形成する上で重要な建造物や樹木については、所有者の合意の基で景観重要建造物や景観重要樹木等の指定を進める。
- 先行的にまちづくり気運が高まった地区について、景観協定や地区計画等住民主体によるルールづくりを進める。

ステップ4：必要に応じてより厳しいルールに基づく景観誘導

- 地域住民の合意形成が図られ、より厳しいルールに基づく景観形成を進める場合、新たにエリアとその景観形成基準の設定、景観地区の指定を行う。
- 景観計画の基準に合致しない建築物等について、勧告以上に踏み込んだ変更命令を行うために、条例に「特定届出対象行為」を位置づけることを検討する。

※ 景観法制度等活用の際の考え方〔参考〕

● 景観計画区域

現在、遠野市には景観条例がなく、これから新規に景観計画を策定していくこととなり、まずは市民における景観意識の共有と醸成が必要となる。そのため、景観計画区域は、市全域として設定し、市民における景観意識の共有と醸成を図っていくことが望ましい。

また、土地利用などの現況を踏まえて、区域内に大きく自然景観領域、農村景観領域、都市景観領域の3つの領域を設定し、各領域ごとにまとまりのある景観形成を誘導する。

● 行為の制限

市民への景観に対する意識啓発を進めながら、領域ごとの景観形成基準について地域住民の合意形成を図る。また、領域内でも地域の特性に応じて別基準を設定する必要がある場合は、さらなるエリア分けを行い基準を設定する。

モータリゼーションの普及により、幹線道路沿道においては、郊外型のショッピングセンターや大規模な屋外広告物の設置が見られ、原風景である農村景観への影響や市街地からの雄大な山並み等の眺望の阻害などが懸念される。このような、既に景観形成を阻害する傾向が見られ、放置しておくとする将来的な景観形成を困難とするような事項については、行為の制限として定める必要がある。

一方で、建築物や工作物の状況や地域住民の意向等を踏まえ、一定規模以下の建築物や工作物について景観計画の適用除外とすることを検討する。

● 景観重要建造物・景観重要樹木

景観重要建造物については、街なかの歴史的建造物や郊外の茅葺民家等の民間施設が想定される。これらの施設は、店舗や住宅など生活に密着して現時点でも使用されているものがほとんどであり、景観的な要素に加え、その所有者等の生活との調和が前提となるため、所有者等の合意に基づき指定することが基本になる。

景観重要樹木については、巨樹・巨木や、主要な歴史・文化資源、観光施設などと一体的な樹木が想定されるが、これについても景観的な要素に加え、住民合意に基づき指定することが基本的な考え方になる。

● 屋外広告物

屋外広告物は、これまで県条例に基づき運用されてきており、これを基本に据えながら地域特性にあった規制・誘導内容を検討する。

特に、既に「大工町通りのうるおいある景観を守り育てる協定」や「下一日市地区景観形成住民協定」により街並みが形成されている大工町通りや下一日市地区などでは、引き続き良好な景観を保全するために、地域住民等の合意のもと先行的に法に基づくルール化を行うことが望まれる。

また、広域的な幹線道路や主要な観光地を結ぶ道路沿いにおいては、ロードサイド型施設の立地が進行しており、店舗自体の様々なデザインに加えて屋外広告物の大きさや色彩も様々につくられ、地域景観に大きな影響を及ぼしている。そのため、一定基準に基づくルール化について検討が望まれる。

● 景観重要公共施設

景観重要公共施設は、自然景観領域においては沢や河川における水辺景観の保全、農村景観領域においては、水路や集落内道路等によるふるさとの原風景の保全、都市景観領域においては沿道の街並みと一体となった道路や河川等の景観整備等の観点から、各景観領域の基本方針に基づき定めることが望ましい。

例えば、都市景観領域内の中心市街地において、街中観光の主軸となる中央通りや駅前通りなどの沿道建物の街並み形成と連動した整備の必要性が高い道路や、石積みの護岸の残る来内川については、積極的に景観重要公共施設に定めることが望まれる。

● 景観農業振興地域整備計画

農村景観領域内には、多くの農用地が指定されており、これらは転用に関する規制が働いているが、周辺の眺望ポイントから眺める田園景観の保全などの観点から、その位置づけを再整理することが望まれる。

また、農地への屋外広告物の立地規制や、農業基盤整備に際しての景観的配慮などについても位置づけることが望まれる。